

狭山市奨学金貸与制度の運用適正化による具体的運用基準の見直しに
あたり各種要件について柔軟に対応することを求める決議

今般、狭山市奨学金貸与制度の運用適正化により、新たに「最新の生活保護基準額の2.0倍以内であること」との収入要件が設けられるとともに、大学等への進学、在学に際しては全履修科目の評定平均値が5段階評価で概ね3.5以上とする学力基準が設けられた。また、これまで随時とされていた申請受付は10月と2月のそれぞれ1箇月間に限定される。

狭山市奨学金貸与条例第1条の「能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して奨学金を貸与し、もつて有為な人材を育成することを目的とする」との趣旨に照らせば、一定の支給基準は必要と考えるが、新たな運用基準を適用すれば、これまでの利用実績を勘案すると約半数が対象外になることが指摘されている。

現在、国においても給付型奨学金制度の検討が行われているところであるが、狭山市議会としても、子どもたちが将来に夢を持ち、安心して学べる環境を作ることを後押しするため、以下決議する。

記

1. 今般の狭山市奨学金貸与制度の運用適正化による予算執行にあたっては、奨学金貸与条例の目的に照らし、狭山市の子どもが安心して学べる環境をつくる観点から、収入、成績その他の要件について柔軟に対応すること。

平成28年12月 日

埼玉県狭山市議会